（第二版）（京濱電鐵）（明治卅一年五月九日第三種郵便物認可）昭和十年五月十二日（日曜日）第一万二千六百十二號 A（一）

臺灣日日新報 夕刊 五月十一日 夕刊定価一部二錢

臺灣新民幸福 夕刊 五月十一日

臺灣日日新報社 臺北市表町二丁目 電話七八五番
支局 基隆市吧哖 電話（基）七五番
臺南市南門町 電話（南）二〇七番
臺中市綠町 電話（中）二〇七番
花蓮港街 電話（花）二〇七番
大阪市西區阪町 電話（土）一〇一番
東京市京橋區銀座一丁目 電話（京）一〇一番
（コタカビルヂング内）
大阪支局 臺南支局 花蓮港支局
臺中支局 基隆支局
東京支局

内閣審議會委員と書記官長の更迭發令

同時に高橋藏相の內審副會長も

【東京十一日發】內閣審議會委員任命の件は十五名は十一日發令の件は十一日發令の件は十一日發令の件

我漁船を新竹沖で 支那監視船(?)が射撃

死者損害はなかつたが 驚いて淡水に逃げ帰る

怪船の横行に臺灣住民が神經を尖らせてゐる際、十日淡水の漁船が出漁中支那稅關監視船らしい船に於て發砲されたといふ怪事件が報ぜられた、陳榮通を船長とする淡水の發動機漁船第一資生丸(一噸)が十日新竹沖合で漁撈中、午後一時怪船が發砲しつつ近づき臨檢の上漁獲物を取り上げてそのまま沖合に出てしまつたが、同船には外人五、六名が乘り込んでゐた、依りの不法行爲に第一資生丸船員は大憤慨し直ちにフル・スピードで淡水にかへり同五時入港と同時に郡警察課にこの重大なる恥辱を報じた、郡當局にては時節柄すてゐずとなし州に報告すると共に一方海軍當局に急を告げ活動を開始するに至つたものであるが、漁夫の談によれば支那軍艦らしいとも云ひ一千噸級のものであつた、支那稅關監視船にしても淡水から僅かに二浬間の近海まで遊弋してゐることは頗る重大視されるところて關係當局に於ては目下全力を擧げて捜査中である

場所は新竹白沙燈臺沖

(臺灣漁夫の談)によれば遭難場所は新竹沖で、同船には英人二十名、支那人百名ばかり乘船してゐたので、支那の驅逐艦と思はれた、こちらには武器なしどうすることも出來ず淡水の一角に逃げ込んだが、何んのためにこんなに近海まで來たのか意味が解らない

大安の怪ヨットに 罰金二百圓の判決

求刑通り卽日言渡

【基隆十四日發】基隆ジュノウ號事件に關し西尾被告係の下に公判が開廷陳述の鑑定書による高橋隆と共に注目されてゐた基中智大安號船長の怪ヨットオーター號船長ドイツ人オットー・デージーに對する船舶法違反被告事件は、昨日午前十時より基隆地方法院刑事法廷に於て開廷、西尾被告係の下に公判が開廷された、先づ被告より「ドイツ本國を出てから地中海、アラビア、パナマ、印度等を經て上海に寄り去る四月二十五日夕刻大安港に入港する迄の航海中の所業に就き」を見るに至り、十一日午前九時四十分より事件は第二號廷に於

【基隆十四日發】基隆ジュノウ號事件と共に注目されてゐた基中智大安號船長ドイツ人オットー・デージーに對する船舶法違反被告事件は、昨日午前十時より基隆地方法院刑事法廷に於て開廷、西尾被告係の下に公判が開廷された、先づ被告より「ドイツ本國を出てから地中海、アラビア、パナマ、印度等を經て上海に寄り去る四月二十五日夕刻大安港に入港する迄の航海中の所業に就き」を見るに至り、十一日午前九時四十分より事件は第二號廷に於

陳述の鑑定書による高橋隆と同時に證人として喚問、先づ被告より「ドイツ本國を出てから地中海、アラビア、パナマ、印度等を經て上海に寄り去る四月二十五日夕刻大安港に入港する迄の航海中の所業に就き」を見るに至り、十一日午前九時四十分より事件は第二號廷に於

親鸞聖人

（205）

吉川英治 作

（築上演映）

山村耕花 畫

女人篇

白磁を砕く（四）

「待って、待たんかっ」

雲に隠れてしばし喚いて追ひつづけてゆく。けれど四、五丁も駆けると彼自身がさうして経掠へるほどの者が何うかを疑って音打ちが鳴りした。

「強盗ではないらしい、また、公卿の家屋へ忍んだ狼藉ものらうそんなのを捕まへてゐる暇には限りがない」

「無理に酷の首を、手に掴んだまゝ、ちょうど一曲を舞ひ終ったところであるとみんな石が崩くと崩らくして掴が止んで、こんどは庄の上から、

「強盗だっ、つまらない濡衣をする奴は」

「流刑の奴隷だ」

「奴隷でなくともよろしくない。何が故に、この法師の首級をおとめなされますか。人家に近い所でもあるなら悪からが」

「やと訴へたい事があるから再三呼んでゐるのに、返事をせぬから」

石を投げたのだ。その庄へ今し方一人の仲間が投げこんでは行かなかったか」

「人にものを聞くのに石を投げて聞くといふ作法がありませうか。そんな者は、この庄へは上って参りません」

「それならよいが……」

「庄には歩みかけたが久、庄には歩みかけたが久、「おい酷助、おまへ先頭、月輪公の御邸に掴かれこうだが、あの邸には美しい女房がたくさん居るだらうな。……後で、さう訊れても困ってはいかまい。無駄事はかりすると殴るだ、とし、月輪公の下部の者をたたき起して掴衆を減しめておいてやらう」

「もし御坊、つまらない作法はおサラかいはおとなしなさい。誤めたからとて、この世に怨む男と、怨む男を待つ女房が無きるはずはございません」

「酷落掴が、酷落掴が呼ってゐるお夜が明けるぞ」

「もう明けますか。……あゝさういへばすこし疲れた、わしはこれから衆々と無我の眠りに遊べるが人間に與へられたこの甘睡すらできに眠々と庄月の空の下に眠されて寂す人もあらう。さうだ、黒谷の法然上人の御口説を思ひ出した。——南無阿弥陀仏、南無阿弥陀仏」

庄の上の鏡れ果てた御堂の隣に彼が易々と人の悪事のやうにころと横になった頃、一方の貴庄に、月輪家の裏門の戸をどんくとたたいてゐた。

最近著の雑誌

▲旅行と健康（同利益）▲鉄道協会会報（五月號）▲東京株式取引所月報（四月號）▲實業之世界▲大衆經濟（五月號）▲農業と經濟（五月號）▲財界往来（五月號）▲保險銀行時報（五月號）▲金融風景（五月號）▲銀行通信録（五月號）▲商業界（五月號）▲青年（六年版）▲ゆうかり（五月號）▲水島（五月號）▲ぬかご（五月號）▲女子文苑（五月號）▲婦人倶楽部（五月號）▲婦人画報（五月號）▲婦人公論（五月號）▲婦人之友（五月號）▲婦人世界（五月號）▲婦人畫報（五月號）▲婦人サロン（五月號）▲婦人界（五月號）▲婦人倶楽部

臺灣滿洲貿易前途多望

必滿洲要地特設機關

遇事接洽以便開拓擴張

用中瀨殖產局長駐在最爲適任

日滿兩國之現在及將來。擔滿洲國皇帝陛下。最近下詔。極言其關係。斷然不可分離。以示其國民。使之感然周知。而實行之今也。凡滿洲國民。生活上所需。除其國產以外。無不歡迎本邦貨。而邦人亦力以接濟。一以爲惟一大市場。一以爲惟一大產地。相依相成。利用厚生增進福利。其在我中央以及地方。關於輸出貿易不論官民各界。無不派遣勅任級以上之要人。駐在新京。其他重要都市。以當紹介披露。交涉談判之衝。故有一地方。一年貿易額。得千萬圓以上之大宗。而我臺灣。近今除茶蔗。果。豬鹿產物外。殆無可指數。而三者又自昨年以來。反不如初時之暢銷。即爲競爭太過。致使滿洲商人。坐收漁利。客冬至今春。青果物商。尤多虧損。不善利用大連督府臺灣物產紹介所。固或一原因。實爲新京。其他重要都市。無一臺灣物件。級以上之官民。坐誤其間與之分庭抗禮。遇事立與接洽。如臺灣茶關稅增課之件。苟有此機關。不必煩外務省。或拓務省。輾轉交涉。亦可以濟事。目下兩地貿易關係。及產地方面。有識人士。多唱以督府一年豫算一億二千萬圓之餘裕。誠重視臺灣貿易有望之前途。特撥五萬圓內外之經費。轉任精通臺灣殖產。且久當其局如中瀨殖產局長。爲商務官。便當其衝。必能收對滿之臺灣貿易產業。別開生面。督府當局。不遠著手編成。來年度豫算。如肯調查考慮。將來爲諸重要物產。拔一進路於滿洲必突。一消息通云。

淡水地方制度開講習會

淡水郡役所。爲期新地方制度精通。主催自治講習會。去十日午前九時起開于郡會議室。講者會員。各街庄吏員六十餘名。期間三日間。講師爲田中郡守云。

水產主任官事務嶮商

金良水產主任會議。去十日午前十時。開于總督府正廳。出席者新竹州勤業課長。花蓮港及澎湖廳殖產課長。臨時出張。其他各州水產主任官十三名。督府則赤堀殖產局長代理。劉水產課長以下七名。首由赤堀局長代理訓示。次就改正漁業組合令實際辦理上磋商。午後審議水產獎勵所關件。又十一日。協議各州廳提出問題。及于博覽會。全國水產大會所關事宜云。

頭圍衛生組合定期總會

宜蘭郡頭圍庄衛生組合第一回定期總會。去十日午前十時十五分開。於昭和俱樂部。組合員出席二百餘名。監督官東警察課長代理訓示。次就改正漁業組合令實際辦理上磋商。午後審議水產獎勵所關件。又十一日。協議各州廳提出問題。及于博覽會。全國水產大會所關事宜云。

飛行聯隊鐵道問題

臺中人士會合協議

欲貫徹初志開始運動

臺中市關鐵道。飛行聯隊設置問題。去九日夜。由常見。山口。平井諸氏。訪問日下知事。種々商量。翌十日松岡。二瓶。森都安田。常見。山口。進山長岡。平井諸府評。州。市協等十餘名。集于坂本素魯。哉氏邸。長時間協議一面少壯實業家所組織之二二會。亦欲出爲運動。前記府評。州。市協。關係人士。在公會堂種種協議。欲于堀田交通局總長來臺之前。決定態度陳情。又飛行聯隊問題。新竹嘉義。屏東各地皆出爲爭奪。故欲貫徹初志。十日午後七時半。再集關係者協議云。

飛行機場內定拔子林

軍部設置航空飛行聯隊。其位置擬從嘉義臺中兩處擇一。嘉義自古人士。創設飛行機場設置期成同盟會。東京十一日電。政府於內閣審議會委員。及調查局長官。銓選應功。真擬整頓內閣調查局陣容。至遲來週中。可以整齊。勅任調查官之人物。著手銓衡。然岡田首相。吉田書記官長。將來慶之國策審議根本機關之內閣調查局。之重要。及拔擢人材於各省。特求關係各省大臣。次官諒解。網羅人材。目下吉田書記官最忙。新舊物色。而希望入調查局者。其人物左。

一、勅任調查官五名。分

整調查局陣容

或與政友會無產黨

交涉參與約三十名

一般財政。產業。交通文化各問題。別由各省拔擢。其候補者。內務省八事課長山崎岩。大藏省文書課長廣岡豐作。農林省大阪營林局長三宅鹽土郎。商工省商務局長村瀨真養。遞信省貯蓄課長護野平二。內閣資源局總務部長松井春生諸氏。

一、奏任調查官十名。待勅任調查官決定。著手銓選。自三係省八名。陸海軍事務任調查官。大生產各六名銓衡。

一、奏與三十名。不必一之日本。負有治安維持之責。其服裝自形式上。或實用上。太粗不合時代。內務省警保局。當等選過。及實際活動。研究改正。擬一進路於滿洲必突。一消息通云。

淡水地方制度開講習會

淡水郡役所。爲期新地方制度精通。主催自治講習會。去十日午前九時起開于郡會議室。講者會員。各街庄吏員六十餘名。期間三日間。講師爲田中郡守云。

水產主任官事務嶮商

金良水產主任會議。去十日午前十時。開于總督府正廳。出席者新竹州勤業課長。花蓮港及澎湖廳殖

頭圍信組農倉落成

開農村自力更生展

宜蘭郡頭圍信用購買利用改良調查會。以紀實業部長之德云。

災害復舊開磋商會

櫻井次官列席

櫻井拓務次官。昨午前。于十日午後三時。至五時之磋商會。開災害復舊其他所關磋商會。出席者櫻井次官。中川總督。平塚長官。各部局長等。時由平塚長官。說明其後之救護情形。及復興計畫等。又就要拓務省協力之事項種種協議。

義捐演劇入場券好人氣

臺南市內有志。顧曲愛師團。料亭遊閣及藝妓組合。組成劇團主催。新竹。臺中兩州下震災義捐劇。定來二十二三兩日。於嘉義南座開演。因入場券雖有此事必遂。故欲貫徹初志。十日午後七時半。再集關係者協議云。

太平山々崩對策

決定架設索道

工費按三四千圓

爲調查去年山谷林所運材線山崩被害出張之大石作業課長。十日歸府。決定架設索道。即如決定之時。立採集工事必要材木。豫定架設四十日間。又關係所要經費。按三四千圓云。

南州下四大橋竣工

十日舉開通式

佳里林家二夫婦初渡

臺南州下四大橋之其代千代。八千代。昌各橋開通式。去十日午前九時舉行。昨午前十時。於各橋開通式云。

北門郡佳里街林國定氏一家三夫婦。今川知事。顧次泰玉串。乃開式。以林家三夫妻爲先。渡過右岸一回乘自動車。到佳里街公會堂。開祝賀會。自仁稻及其他甘蔗等。收穫額比前增收四成。至今該部落。自覺常時與郡守区長。招待郡下官民列席者甚多。該部落農民。於昭和七年。去八月中前十時。在該部落。宏召有天川澤郡守以良之謀。是日該農民。不知深耕犁改良之利益。頑強與齊藤郡守反抗。不喜改良。時齊藤郡守奮勵。強制進行改良。至昨九年度。計改良六十餘甲。得甲不二陸。

臺灣日日新報

本日夕刊共十二頁
若槻礼次郎入行政務相
即位礼当日新報
臨時増刊発行
廣告料
（特別）（普通）
一行十八字
一回一行一銭
一回一人一銭

●臺灣日日新報社商事課
所布頒

●御希望の方には二枚一組一回にて御頒ち申上ぐ。
但し送料實費申受ます……

臺灣日日新報社選
新曲
唄長
臺北四季
作詞　辞郷散人
作曲　松永和十郎
コロムビアレコード

●臺灣日日新報社選
陸海軍志願
陸軍士官学校生徒（予科士官学校生徒）
陸軍航空兵学校生徒
陸軍少年飛行兵
陸軍幼年学校生徒
海軍兵学校生徒
海軍機関学校生徒
海軍経理学校生徒
海軍工機学校生徒
海軍整備学校生徒
海軍飛行予科練習生
海軍少年飛行兵
海軍特別志願兵
海軍水兵
海軍軍楽隊
海軍看護婦
陸海軍人各種少年航空兵志願者ハガキで申込次第各学校の募集要項を見本及志願者心得書を送呈す。
東京市麹町区内幸町
大日本雄弁会講談社

流線型
スピーデイな運筆
スピーデイな型
¥2.00
¥2.50
¥3.00
萬年筆
株式會社　飯田鵬作所
一二間由精密北倉

●臺灣日日新報社選
臺灣日日新報

本日夕刊共十二頁
若槻礼次郎入行政務相
即位礼当日新報
臨時増刊発行
廣告料
（特別）（普通）
一行十八字
一回一行一銭
一回一人一銭

●臺灣日日新報社選
陸海軍志願
陸軍士官学校生徒（予科士官学校生徒）
陸軍航空兵学校生徒
陸軍少年飛行兵
陸軍幼年学校生徒
海軍兵学校生徒
海軍機関学校生徒
海軍経理学校生徒
海軍工機学校生徒
海軍整備学校生徒
海軍飛行予科練習生
海軍少年飛行兵
海軍特別志願兵
海軍水兵
海軍軍楽隊
海軍看護婦
陸海軍人各種少年航空兵志願者ハガキで申込次第各学校の募集要項を見本及志願者心得書を送呈す。
東京市麹町区内幸町
大日本雄弁会講談社

●保證責任大寮信用組合理事吉貝政一住所ヲ大鎮郡大鎮庄大鎮參五番地ト更正右昭和拾年五月拾日登記
臺北地方法院

●保證責任大寮信用組合理事吉貝政一住所ヲ大鎮郡大鎮庄大鎮參五番地ト更正右昭和拾年五月拾日登記
臺北地方法院

●保證責任内湖信用購買販賣利用組合（變更）昭和九年拾貳月六日組織ヲ保證責任内湖信用購買販賣利用組合組織ヲ保證責任内湖信用購買販賣利用組合ノ組織ヲ以テ昭和拾年貳月貳拾日目的中ニヲ組合員ノ販賣ヲ必要トナル物品ヲ買入レ之ニ加工シ若ハ加工セシメ又ハ之ヲ賣渡シテ組合員ノ經濟ノ利益ヲ圖ルコト、ト變更シ目的ニ四、組合員ノ委託ヲ受ケ其ノ生產シタルモノニ加工シ又ハ加工セシメ之ヲ販賣スルコト五、組合員ヲシテ產業又ハ副業ニ必要ナル設備ヲ利用セシムルコトヲ追加ス
右昭和拾年五月九日登記
臺北地方法院

●有限責任内湖信用購買販賣利用組合（變更）昭和九年拾貳月六日組織ヲ保證責任内湖信用購買販賣利用組合組織ヲ保證責任内湖信用購買販賣利用組合ノ組織ヲ以テ昭和拾年貳月貳拾日目的中ニヲ組合員ノ販賣ヲ必要トナル物品ヲ買入レ之ニ加工シ若ハ加工セシメ又ハ之ヲ賣渡シテ組合員ノ經濟ノ利益ヲ圖ルコト、ト變更シ目的ニ四、組合員ノ委託ヲ受ケ其ノ生產シタルモノニ加工シ又ハ加工セシメ之ヲ販賣スルコト五、組合員ヲシテ產業又ハ副業ニ必要ナル設備ヲ利用セシムルコトヲ追加ス
右昭和拾年五月九日登記
臺北地方法院

●株式會社臺灣銀行代表取締役ニ林熊徴、取締役ニ小野金六、取締役ニ小野田元熙、取締役ニ堀内次雄、取締役ニ渡邊龍聖、取締役ニ吉原重俊、取締役ニ佐藤新太郎、取締役ニ柳生一義、取締役ニ川崎卓吉、取締役ニ林繼肩、監査役ニ井上雅二、監査役ニ森岡二朗、監査役ニ堀江薫雄、監査役ニ石井健吾、監査役ニ吉原三郎、監査役ニ石塚英藏、監査役ニ山内確三郎、監査役ニ高橋龍太郎、監査役ニ大久保留次郎、監査役ニ小野金六、監査役ニ渡邊龍聖、監査役ニ吉原重俊、監査役ニ佐藤新太郎、監査役ニ柳生一義、監査役ニ川崎卓吉、監査役ニ林繼肩、監査役ニ井上雅二、監査役ニ森岡二朗、監査役ニ堀江薫雄、監査役ニ石井健吾、監査役ニ吉原三郎、監査役ニ石塚英藏、監査役ニ山内確三郎、監査役ニ高橋龍太郎、監査役ニ大久保留次郎
右昭和拾年五月七日登記
臺北地方法院

●株式會社臺灣銀行代表取締役ニ林熊徴、取締役ニ小野金六、取締役ニ小野田元熙、取締役ニ堀内次雄、取締役ニ渡邊龍聖、取締役ニ吉原重俊、取締役ニ佐藤新太郎、取締役ニ柳生一義、取締役ニ川崎卓吉、取締

原料高製品安の傾向
貿易の前途は樂觀を許さぬ

一

本年に入つての上四ヶ月我國對外貿易は、輸出入總額に於て前年同期より增加してゐるが、殊に於ては一億七千八百萬圓の入超を示して、前年同期の一億三千六百萬圓に比し五千二百萬圓の入超增となつてゐる。この入超增加に就ては國内が機械、羊毛、纖等の原料品並に資本財關係の增加に基くものであるから敢て多くを憂慮すべきものでないと云ひ、更に米國の景氣囘復、國の先安、新市場開拓のことを擧げて貿易の前途を樂觀する向もあるが、一方歐洲金ブロックの不安、各國保護政策强化による輸出阻遏等の事實を注視し得ず、わが貿易の前途はなほ多くの困難と重壓とに苦悶を重ねて來たのだけに、何時迄この樂觀が許されるべきか慎重考慮を要するものと思ふ。

二

樂觀論者は前述に米國の景氣囘復を擧げてゐるが、人絹が天絲の分野を蠶食し壓迫しつつある今日、我に米國の如き自生綿の消費增加が期待することは出來まいと思ふ。新市場開拓といふことも今迄と殆ど大差なく困難なるべく、我に各國の貿易保護强化の氣情を見るに一般の關稅障壁增作から、いて近頃は片貿易の關稅と新市場に於ける求償貿易の要求を提出して來たことに注意せねばならぬ。この片貿易とか求償貿易といふことは我に互惠條約あるがその實施關係の如き貿易依存國としてはそのため特に大なる犧牲を拂はされる。例へばこのため日本は近頃迄い南洋から羊毛の買入を減縮なしてゐるが主たる原因は原料品の買控といふ要因に惱み、いて貿易を惡化するに至つてゐるのである。

三

さて今後の貿易が如何なる經路を辿るやは世界經濟の推移と政府並に業者の努力によるが、各國の貿易政策は當分現狀維持傾向を發生し、更に强化し日本品への壓迫は色々な形に於て加重してくると思ふ。かかる情勢下に於て我國民の覺悟は世界が今後如何なる狀態を以て迫るにしても動搖その限度に充分堪へ打勝つだけの經濟力の充實が必須といふ事になるのである。

JFCKの誕生

一

臺中ラヂオ放送局が「JFCKのコールキーを以て呼びかけることになつた。出力は廣播局様一キロとあるからその實行化半歩は知れたものであるが、それでも臺中市及びその近隣街庄は少くも從來の無音市體の不快から免れ、明瞭なるラヂオを享受に與樂することが出來るから非常な喜びとせねばならない。そて臺灣のラヂオ界も臺北臺南臺中と全島の三機關地にスティションを持つことになつたので來より南北には三ヘぬが形はやや整つた觀だ。そして時事すべきにこの三局が有機的聯繫で結ばれると三ヶ所から全島聽取者の爲にも一段の喜びであらねばならぬ。

二

ラヂオの内容については望ましきまでもない、その機能に關する各の意見に三つてゐたいが、當臺灣は廣告料を以て經營費の一部を補ふ外は全く官營であるから、その内容は單に娯樂機關たるに止まらず、有力なる機能を持つてゐるやを忘れてはならない。殊に本島は新聞一般數も少ないからであるが新聞一百人に對し一人の割、内地の三十人に一人の比率に比べると正に一百倍の讀者數をはこの點無數も遜れし局面を有するものと云ふから人口三百人に對し一人の割、内地の三十人に一人の比率に比べると正に一百倍の讀者數を持つてゐるものと思ふ。從つて社會教育への報道取者の機關たるの點に於ても、決して輕視してはならない。

新黨樹立の計畫
議會直前に實現か
形勢次第で三十乃至五十名位
政友會より脫せん

【東京十一日發】床次、内田、山崎、秋田氏等を中心とする新黨計畫は四月初旬から漸次促進し政友會内同志の離黨者續出に依りこの際一擧に新黨を結成するか然らざるも議會直前に於ては床次、内田兩氏等を中心として三十名乃至五十名位の脫黨者を出し政友會の多數を制し政局の安定を期すべしとの意見が有力となつてゐるが、これに對し政友會の切崩しに對抗して政友會内同志の離黨者續出に對し政友會の重鎭たる望月、秋田兩氏等は比較的冷靜を動搖せしむるに至つ

過般の大地震で 龜裂の入た臺中法院

今にも崩潰しさうなので 出務者は命がけの狀態

【臺中電話】過般の大地震が一萬數千名の死傷者を出た原因が主として土質造り家屋の非耐震性による事は地震後續發各方面より指摘された所で臺中州に於ても將來市街地を形成する部落には土質造り家屋の耐震を爲す方針であるがここに歴代の州廳舍とゐるは臺中市の中央部も覺えたる臺中地方法院及び同檢察局廳が腐朽小屋同樣の土質造りであると云ふことだ 同法院廳舍は明治卅年の建築で外觀は白壁造り、見たるも數のであるが臺灣三法院中最も古い建物であり又臺灣に於ける公共團體物中の唯一の土質造であらうと云はれてゐる、從つて過般の地震に際しても廳內部は破壞に龜裂が入り第二號館の如き天井が低く垂れ下りそれより今にも落下さん許りとなり檢察官は復舊工事を行つてゐる又各檢事官舍も天井の垂れたものが多く官舍區屋の如き殆ど危險で法院の各職員は命掛けで出勤してゐる有樣で數日前北より襲來した颱風の際の如きは實に危險千萬で法院の各職員は命掛けで出勤した 同法院廳舍は明治卅年の建築で外觀は白壁造り、見たるものであるが臺灣三法院中最も古い建物であり又臺灣に於ける公共團體物中の唯一の土質造であらうと云はれてゐる、從つて過般の地震に際しても廳內部は破壞に龜裂が入り第二號館の如き天井が低く垂れ下りそれより今にも落下さん許りとなり檢察官は復舊工事を行つてゐる又各檢事官舍も天井の垂れたものが多く官舍區屋の如き殆ど危險で法院の各職員は命掛けで出勤してゐる有樣で數日前北より襲來した颱風の際の如きは實に危險千萬で法院の各職員は命掛けで出勤した

出勤に際して 家族だちと水盃

氣の毒な法院の人達

【臺中電話】臺中、霧社の被害は實が嬉んに新聞で書いてゐるがなんで實際は云はんとバラクでもないから生命だけは大丈夫だと云ふ家に殘りたいネ

製帽業者の 震災對策協議

【臺中電話】臺灣製帽業者の震災對策協議は十日午後一時清水輸

手總督府に開かれたが地移出業者十名臨時出張員六名協合會同事務所より出張員六名協合會同事務所より出張員は加より佐藤會長は震災の爲め當分の間休業する事に決定 同時間より佐藤會長は震災の爲め當分の間休業する事に決定 同時間より佐藤會長は震災の爲め當分の間休業する事に決定 同時間

天使

(72)

横光利一

宮田重雄畫

六の十八

醫雄は自分で、家を出ることだけはやめにした。しかし、一度は辭表までもちながら、また坐ると、一瞬間、しんとなって、醫も話すものがなかつた。

「君ごと醫雄は明石の方を向いた「良子さんと今夜、相談しないかねあの子は、ここにゐる良子さんやお父さんと違つて、男を苦しめる娘じやないよ。醫雄にいいからなあのやうな娘はもう數はないのだからね。」

「おや、あなたが紹介なされば、いいやありませんか。」

と縁から京子が、うす笑ひを浮かべて口を出した。

「ところが、それが出來なくなつたんだよ。良子さんの醫雄が奪人つたのさ。」

「良は、もうよした。」

と、明石はさつぱりと云つた。

「何ぜだ？」

「いや、理由はないよ」

「そんな、馬鹿なことがあるものか。君に二度も僕が救けつけられたんぢやないか。今さら、それや義理にはなるまい。」

「いや、やめる。」

「僕がどうしようと、かうしようと、勘辨やないやないか。僕は、何も君子さんには、してるないよ。」

「とにかく、今夜は歌ふよ。」

と明石は云ふと立ち上つた。

「おい、よせよ」

醫雄は明石の後から、追つていつた。しかし、明石はやはり歌つて、何か決心したものらしく、後も見ずに、歌つていつた。醫雄はぼんやり玄關に突き立つたまま、動くことが出來なかつた。彼は近き出さんばかりの聲をしてゐた「僕はいつたい、何をお前にこうしたんだらう」とかう彼は思つてみた。

しかし、明日の結婚式には、彼に是非出席なければならなかつた。

再び醫雄が座敷に這入つて行くと、妻は、今さうに醫雄の顏を、穴のあくほど眞面目に見詰めてゐた。

た。彼は義の眼に映つて、なほ待ちつづけてゐるうちに、今一度、君子を見たいと、ふと思つた。

「それに明日に、僕はまだ君子を慰さうと思つてゐるんだ。いや、これは、——どうして、こんなにくらくら僕は動くのだらう。けれども僕は、君子を見たいのだ。僕の心の、どこに變があるものか。いや、それや、違つたもんぢやない。明日よ、早く君子を、取り上げてしまつてくれ。何をぐづぐづしてるのだ。」

しかし、醫雄の意思はただつづいた。

午前の部

臺中放送局開局記念放送番組第二日

【六・〇〇】朝の體操（ラヂオ體操）

（今週の擔當臺北圖書館出張所）

今日の天氣豫報の知らせ・臺北觀測所發表・臺北測候所發表・臺北測候所發表・臺北測候

經濟講話

世界各國の通貨政策と（完）その動向に觀る……

臺銀副頭取　吉田勉氏談

國際管理通貨

金を基礎とせる國際管理通貨の如きを採用するとしてもそれは困難であらうと思ひます。私は何處迄も金ブロック國の維持を斷つて止まないのであります。何此際に今申上げました金を基とする國際管理通貨は何う言ふものであるかを二言申上げまして此の話を終り度いと思ひます。世界通貨を紹介するA.の代表として私は英國のキーンズ教授の提案を申述べます

キーンズ教授の意見

同氏は倫敦大學の教授でありまして世界大戰のベルサイユ和會議に英國の講和條件の經濟顧問として出席したジョン・メナード・キーンズ氏であります、同氏は平和會議が獨逸の境へ得る賠償金を課するを講和條件の一つとするは何れが今後世界文化の根源を竭すことともなるからとを排除すべきであるとの意見が後に代表部に容れられず遂いて辭任するにいたり其の著書トリータイスオンマニーに於て右の點の論かに更に世界大戰後に於ける通貨の新しき動向に就て卓抜なる意見を發表したのであります、現在から見れば一々皆樂に當つて居りますが當時は皆みられなかつたのであります

キーンズ氏と世界經濟會議

昭和八年の世界經濟會議に於て同教授はゼーンスアープロスペリテーと題する演說（つまり早く言へば六月私の銀行の發表で醫師し）發表への途と題して發地各方面に配布して居ますの「世界不況を克復する爲には世界物價を騰貴せしむることなりそれをなすには通貨を增加せねばならないとの意見を發表したのであります

國際金紙幣

キーンズ氏の國際金紙幣とは各國の政府に依り代表者を選出して各國の中央銀行及び政府の銀行を作り其の管理局にて國際通貨管理局を作り其の管理局にて國際金紙幣五十億弗を發行する。此の他は本國の一弗一銀の一弗の金錢と同樣の價値を有するものとす。之を一九二八年（昭和三年）に於ける各國の正貨準備其他の金保有高、貿易等を參照して各國への發行額を割當て發行するのであります。國際金紙幣を用ひまして各國の國際金紙幣保有額を超過する時は金を以て決濟するとの事であります。國際管理局が紙幣を發行します。此の金紙幣を以て各國の國際收支の決濟をなすのであります。國際管理局は各國に對して國際金融政策に關する助言をなすのであります。各國共れ〳〵自國內に發行銀行に保有して從來の正貨準備に加へて紙幣發行します。國際管理局は各國の國際收支の決濟をなすのであ

目を檢(あらた)めよ

恐るべきトラホームや
流行り目の季節です
大人のがも御用心

家にや悪者は居ないから……のお友
油斷は大敵　學校より何時飛
目の惡魔が
寢よりんで來てるなたの愛兒を冒す
變だなと思つたら治療より
分らない　刻に二三度は險
先づ豫防！　内外綠くて見て戴く事です
の内外綠くて見てるしかも
子供な目を冒されてるしかも
こんな數多に居けるもの

痛ます　シマズ　心地よくキク

大學目藥

大學洗眼器の附圖

大學洗眼器は
別に實費にて有り
十錢入十錢
廿一錢入廿錢

いづれも
大學洗眼器附

小兒用　二十錢
十歳以下に
大瓶　五十錢
徳用　三十錢
小瓶　二十錢

（ケースなし）
一瓶入　三十錢
（ケース）
一瓶入　五十錢
（別に用特
大瓶付ケース）一圓

保護者よ御注意

小學兒童の五十五%はトラホーム患者

子供の目は大人よりも痛み易く、トラホームなどは百人中、專門大學々生の二、三人に對し小學兒童は實に約十五名もあります（大阪府衛生課調査）之は衛生思想の相違によることで、從つて親は子にも敎へて手や目を不潔にせぬやう、もしも朝目脂で目が寒り瞼の裏に粒々が出來てゐたらトラホームと知り、洗眼と點眼を日に三度、根氣よく十二分に癒す一方、タオル洗面器々物を限定し、他の者に傳さぬやう心掛け、

國民病トラホームの撲滅を計らねばなりませぬ、また　この頃は流行り目、のぼせ目、ものもらひ（目ばちこ）などにも罹り易い故、罹らぬやうふだん大學で「毎朝點眼」を實行して居れば安心であります、大學目藥は專賣特許製劑**ウルビオレギン**の配合により、殺菌、防腐、收斂の效極めて強く、一劑で眼病を癒し目を強く美しくし紫外線の害を防ぐ三作用を有します、殊に子供の目に合はせた

小兒用目藥は大學が創始であり、研究數十年少しも痛ますしまぬ爲に子供は喜んで使用し、毎朝點眼の習慣も築々と出來るのであります

大阪北區　大學目藥製造所
參天堂　大學目藥製造所
株式會社　大學目藥製造所

通俗症
トラホーム（結膜炎）
はやり目（角膜炎）
のぼせ目　目
腫れ目　目
たゞれ目　目
くもり目　目
おすみ目　目

推奨
醫學士　山中榮之輔
醫學士　駒田正義
醫學士　吉岡彌生

コドモニハ小兒用大學目藥　ケサモ点眼ツイ眼使ヘツイ眼

英が香港の軍備強化

新に義勇軍増加を圖る

歩合制度を中心に 反役員派の暗躍

併し會長、副會長は從來通り

臺北辯護士會の定時總會

【臺北十一日發本社特電】臺北辯護士會は十一日正午より臺北地方法院臺北辯護士控室に於て開催、改選されてゐた通り弁護士會則の一部改正の件に關し歩合制度の復活を希望してゐた反役員派が數日前より總會なる連絡の下に暗躍を續けて來たため總會は開會當初より極々の波瀾を孕み會場に一種の暗流が漲つたが果して役員改選の結果次の如く反役員派が多數の役員を占め明らかに歩合制度全廢問題を中心に兩派の對立を表明するに至つた

▲會長安保氏二十票、次點有水氏十二票▲副會長金子、光氏（十五票）次點川村氏十四票▲有水、三谷、神村、川村、蔡、永山、藤、楠山、石塚の諸氏因みに右によれば會長、副會長は從前通り安保、金子兩氏の當選確實なるところとなつたがその裏に於ては十名の定員の中で反役員派が有水、神村、川村、永山、石塚の五氏の多數に亙つて反役員派の有水、川村兩氏の當選が數日前より絶叫されてゐたのである

蘭學の鼻祖に 贈位の御沙汰

その百年祭に當りて

【東京十一日發】聖代ますます榮え遠きは我が蘭學の鼻祖で國學の開祖と仰がれた杉田玄白、前野良沢兩氏に對し今年百年祭に當り正四位の御沙汰があつた　故　杉本　茂言　贈正五位（時宜をもつて贈位を贈らる）

亡命中の比島獨立運動首領現る

比島第一回國會議員に當つて獨立を主張せる故クエゾン氏の比島國民を率ひてゐたサクダル黨總裁ベニギヨ・アール・ラモス氏の動靜に關しては曾つて屢々報道されたが今回米國より歸國の途次香港に入り込んでゐる筈であるとの事ふで愛蘭に對する方針を協議してゐるのではないかとの觀測が有力である尚ラモス氏は現在米國に於ける比島獨立運動の首領であつて（寫眞は甲矢立つて發表中のラモス氏）

波瀾の因は 歩合制度問題

今日までの經緯

務局長は總督に對し重任毎に相當の歩合增俸を支給する慣習はその慣例として從來總督の屬利なる如き觀あるのみならず一步前一歩と進んだ事件の解決介在者多數存在しため事件の紛糾を多數と見做さるゝ虞ありとなし歩合制度全廢を斷行したのであつた

【臺北十一日發】臺北辯護士會の定時總會は十一日正午より臺北地方法院臺北辯護士控室に於て開催、改選されてゐた通り弁護士會則の一部改正の件に關し歩合制度の復活を希望してゐた反役員派が數日前より綿密なる連絡の下に暗躍を續けて來たため總會は開會當初より極々の波瀾を孕み會場に一種の暗流が漲つたが果して役員改選の結果次の如く反役員派が多數の役員を占め明らかに歩合制度全廢問題を中心に兩派の對立を表明するに至つた

▲會長安保氏二十票、次點有水氏十二票▲副會長金子、光氏（十五票）次點川村氏十四票▲有水、三谷、神村、川村、蔡、永山、藤、楠山、石塚の諸氏因みに右によれば會長、副會長は從前通り安保、金子兩氏の當選確實なるところとなつたがその裏に於ては十名の定員の中で反役員派が有水、神村、川村、永山、石塚の五氏の多數に亙つて反役員派の有水、川村兩氏の當選が數日前より絶叫されてゐたのである

臺灣程の所は 植民地にはない

永田代議士神戸で語る

【神戸十一日發本社特電】衆議院議員永田秀次郎氏は十一日午後二時より神戸市内生田神社境内に於て開催の第二回關西實業大會に出席し「臺灣程の所は植民地にはない」と題し左の如く講演した

一、臺灣程の所は日本の植民地ではない、從つて臺灣人を日本人とすること

二、臺灣人の權利義務は日本人と同一にすること

三、臺灣人の官吏採用は日本人と同一にすること

四、臺灣人の教育は日本人と同一にすること

五、臺灣人の參政權は日本人と同一にすること

六、臺灣人の言語は日本語を以て統一すること

七、臺灣人の風俗は日本人と同一にすること

八、臺灣人の信仰は日本人と同一にすること

九、臺灣人の經濟は日本人と同一にすること

十、臺灣人の交通は日本人と同一にすること

十一、臺灣人の衛生は日本人と同一にすること

十二、臺灣人の刑罰は日本人と同一にすること

十三、臺灣人の軍事は日本人と同一にすること

十四、臺灣人の財政は日本人と同一にすること

十五、臺灣人の地方制度は日本人と同一にすること

十六、臺灣人の中央制度は日本人と同一にすること

十七、臺灣人の司法は日本人と同一にすること

十八、臺灣人の立法は日本人と同一にすること

十九、臺灣人の行政は日本人と同一にすること

二十、臺灣人の總督は日本人と同一にすること

二十一、臺灣人の內閣は日本人と同一にすること

二十二、臺灣人の議會は日本人と同一にすること

二十三、臺灣人の憲法は日本人と同一にすること

二十四、臺灣人の國體は日本人と同一にすること

二十五、臺灣人の國旗は日本人と同一にすること

二十六、臺灣人の國歌は日本人と同一にすること

二十七、臺灣人の國語は日本人と同一にすること

二十八、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二十九、臺灣人の國籍は日本人と同一にすること

三十、臺灣人の國家は日本人と同一にすること

三十一、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三十二、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三十三、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三十四、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三十五、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三十六、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三十七、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三十八、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三十九、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四十、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四十一、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四十二、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四十三、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四十四、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四十五、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四十六、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四十七、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四十八、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四十九、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五十、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五十一、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五十二、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五十三、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五十四、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五十五、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五十六、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五十七、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五十八、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五十九、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

六十、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

六十一、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

六十二、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

六十三、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

六十四、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

六十五、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

六十六、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

六十七、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

六十八、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

六十九、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

七十、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

七十一、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

七十二、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

七十三、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

七十四、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

七十五、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

七十六、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

七十七、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

七十八、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

七十九、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

八十、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

八十一、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

八十二、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

八十三、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

八十四、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

八十五、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

八十六、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

八十七、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

八十八、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

八十九、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

九十、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

九十一、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

九十二、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

九十三、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

九十四、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

九十五、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

九十六、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

九十七、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

九十八、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

九十九、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百一、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百二、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百三、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百四、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百五、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百六、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百七、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百八、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百九、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百十、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百十一、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百十二、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百十三、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百十四、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百十五、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百十六、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百十七、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百十八、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百十九、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百二十、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百二十一、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百二十二、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百二十三、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百二十四、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百二十五、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百二十六、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百二十七、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百二十八、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百二十九、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百三十、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百三十一、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百三十二、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百三十三、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百三十四、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百三十五、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百三十六、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百三十七、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百三十八、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百三十九、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百四十、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百四十一、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百四十二、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百四十三、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百四十四、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百四十五、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百四十六、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百四十七、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百四十八、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百四十九、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百五十、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百五十一、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百五十二、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百五十三、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百五十四、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百五十五、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百五十六、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百五十七、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百五十八、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百五十九、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百六十、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百六十一、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百六十二、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百六十三、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百六十四、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百六十五、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百六十六、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百六十七、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百六十八、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百六十九、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百七十、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百七十一、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百七十二、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百七十三、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百七十四、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百七十五、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百七十六、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百七十七、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百七十八、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百七十九、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百八十、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百八十一、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百八十二、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百八十三、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百八十四、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百八十五、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百八十六、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百八十七、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百八十八、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百八十九、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百九十、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百九十一、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百九十二、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百九十三、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百九十四、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百九十五、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百九十六、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百九十七、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百九十八、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

百九十九、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百一、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百二、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百三、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百四、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百五、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百六、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百七、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百八、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百九、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百十、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百十一、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百十二、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百十三、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百十四、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百十五、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百十六、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百十七、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百十八、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百十九、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百二十、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百二十一、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百二十二、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百二十三、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百二十四、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百二十五、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百二十六、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百二十七、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百二十八、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百二十九、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百三十、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百三十一、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百三十二、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百三十三、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百三十四、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百三十五、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百三十六、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百三十七、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百三十八、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百三十九、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百四十、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百四十一、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百四十二、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百四十三、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百四十四、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百四十五、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百四十六、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百四十七、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百四十八、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百四十九、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百五十、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百五十一、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百五十二、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百五十三、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百五十四、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百五十五、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百五十六、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百五十七、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百五十八、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百五十九、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百六十、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百六十一、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百六十二、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百六十三、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百六十四、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百六十五、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百六十六、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百六十七、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百六十八、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百六十九、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百七十、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百七十一、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百七十二、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百七十三、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百七十四、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百七十五、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百七十六、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百七十七、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百七十八、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百七十九、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百八十、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百八十一、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百八十二、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百八十三、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百八十四、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百八十五、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百八十六、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百八十七、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百八十八、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百八十九、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百九十、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百九十一、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百九十二、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百九十三、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百九十四、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百九十五、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百九十六、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百九十七、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百九十八、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

二百九十九、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百一、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百二、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百三、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百四、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百五、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百六、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百七、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百八、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百九、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百十、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百十一、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百十二、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百十三、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百十四、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百十五、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百十六、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百十七、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百十八、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百十九、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百二十、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百二十一、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百二十二、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百二十三、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百二十四、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百二十五、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百二十六、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百二十七、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百二十八、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百二十九、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百三十、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百三十一、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百三十二、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百三十三、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百三十四、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百三十五、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百三十六、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百三十七、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百三十八、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百三十九、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百四十、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百四十一、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百四十二、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百四十三、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百四十四、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百四十五、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百四十六、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百四十七、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百四十八、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百四十九、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百五十、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百五十一、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百五十二、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百五十三、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百五十四、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百五十五、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百五十六、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百五十七、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百五十八、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百五十九、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百六十、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百六十一、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百六十二、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百六十三、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百六十四、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百六十五、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百六十六、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百六十七、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百六十八、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百六十九、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百七十、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百七十一、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百七十二、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百七十三、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百七十四、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百七十五、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百七十六、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百七十七、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百七十八、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百七十九、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百八十、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百八十一、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百八十二、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百八十三、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百八十四、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百八十五、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百八十六、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百八十七、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百八十八、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百八十九、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百九十、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百九十一、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百九十二、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百九十三、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百九十四、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百九十五、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百九十六、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百九十七、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百九十八、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

三百九十九、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百一、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百二、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百三、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百四、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百五、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百六、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百七、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百八、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百九、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百十、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百十一、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百十二、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百十三、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百十四、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百十五、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百十六、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百十七、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百十八、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百十九、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百二十、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百二十一、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百二十二、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百二十三、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百二十四、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百二十五、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百二十六、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百二十七、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百二十八、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百二十九、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百三十、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百三十一、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百三十二、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百三十三、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百三十四、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百三十五、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百三十六、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百三十七、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百三十八、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百三十九、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百四十、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百四十一、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百四十二、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百四十三、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百四十四、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百四十五、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百四十六、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百四十七、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百四十八、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百四十九、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百五十、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百五十一、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百五十二、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百五十三、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百五十四、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百五十五、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百五十六、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百五十七、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百五十八、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百五十九、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百六十、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百六十一、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百六十二、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百六十三、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百六十四、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百六十五、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百六十六、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百六十七、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百六十八、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百六十九、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百七十、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百七十一、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百七十二、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百七十三、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百七十四、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百七十五、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百七十六、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百七十七、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百七十八、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百七十九、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百八十、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百八十一、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百八十二、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百八十三、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百八十四、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百八十五、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百八十六、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百八十七、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百八十八、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百八十九、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百九十、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百九十一、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百九十二、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百九十三、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百九十四、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百九十五、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百九十六、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百九十七、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百九十八、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

四百九十九、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百一、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百二、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百三、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百四、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百五、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百六、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百七、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百八、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百九、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百十、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百十一、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百十二、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百十三、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百十四、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百十五、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百十六、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百十七、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百十八、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百十九、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百二十、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百二十一、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百二十二、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百二十三、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百二十四、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百二十五、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百二十六、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百二十七、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百二十八、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百二十九、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百三十、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百三十一、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百三十二、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百三十三、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百三十四、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百三十五、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百三十六、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百三十七、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百三十八、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百三十九、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百四十、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百四十一、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百四十二、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百四十三、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百四十四、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百四十五、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百四十六、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百四十七、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百四十八、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百四十九、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百五十、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百五十一、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百五十二、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百五十三、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百五十四、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百五十五、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百五十六、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百五十七、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百五十八、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百五十九、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百六十、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百六十一、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百六十二、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百六十三、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百六十四、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百六十五、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百六十六、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百六十七、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百六十八、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百六十九、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百七十、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百七十一、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百七十二、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百七十三、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百七十四、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百七十五、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百七十六、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百七十七、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百七十八、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百七十九、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百八十、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百八十一、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百八十二、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百八十三、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百八十四、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百八十五、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百八十六、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百八十七、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百八十八、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百八十九、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百九十、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百九十一、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百九十二、臺灣人の國民は日本人と同一にすること

五百九十三、臺灣人の國民は日本

震害死亡三千餘名
負傷將達一萬二千名
家屋倒壞三萬餘戶

督府就去四月二十一日中部震災被害。詳細調查。去十一日。發表其概數。即震災地居住々民凡九十三萬中。機性死亡者三千二百四十九人。負傷一萬一千九百十三人。死傷合計一萬五千一百四十二人。住家全壞一萬七千八百三十五戶。半壞一萬一千二百四十四戶。大破九千四百二十九戶。合計三萬八千五百八十八戶。燒失戶數一千九百十一戶。流失戶數一百戶。倒壞戶數二萬一千九百十一戶。其他非住家倒壞者一千二百十二戶。罹災人口十萬七千八百十四人。死傷者一萬一千二百四十二人。內地人不過死亡者八人。負傷者二十九人云。

審議會委員新任
書記官長更迭發令

東京十一日電。內閣審議會委員十五名。十一日午前十一時。與調查局長官任命。竝書記官長更迭。同時正式發令。又審議會長照官制。總理大臣當之。不別發令。詔大藏大臣櫻井兵五郎。內閣書記官長。內閣調查局長官。均敘任官一等。

滿洲國國務院
總務廳長更迭

新京十一日電。滿洲國政府。關東軍司令部。滿鐵。滿洲中央銀行。滿洲電信電話。滿洲航空。滿洲炭礦。滿洲採金。滿洲石油。滿洲電業。滿洲國通信社。滿洲國軍。滿洲國協和會。滿洲國經濟調查會。滿洲國軍官學校。滿洲國警察學校。滿洲國中央訓練所。滿洲國立大學。滿洲國立奉天醫科大學。滿洲國立新京醫科大學。滿洲國立建國大學。滿洲國立新京工業大學。滿洲國立新京農業大學。滿洲國立新京商業大學。滿洲國立新京藝術大學。滿洲國立新京圖書館。滿洲國立新京博物館。滿洲國立新京美術館。滿洲國立新京交響樂團。滿洲國立新京交響樂團附屬合唱團。滿洲國立新京交響樂團附屬管弦樂團。滿洲國立新京交響樂團附屬吹奏樂團。滿洲國立新京交響樂團附屬弦樂四重奏團。滿洲國立新京交響樂團附屬獨奏團。滿洲國立新京交響樂團附屬指揮者團。滿洲國立新京交響樂團附屬作曲家團。滿洲國立新京交響樂團附屬音樂評論家團。滿洲國立新京交響樂團附屬音樂教育家團。滿洲國立新京交響樂團附屬音樂學者團。滿洲國立新京交響樂團附屬音樂史家團。滿洲國立新京交響樂團附屬音樂美學家團。滿洲國立新京交響樂團附屬音樂心理學家團。滿洲國立新京交響樂團附屬音樂生理學家團。滿洲國立新京交響樂團附屬音樂物理學家團。滿洲國立新京交響樂團附屬音樂化學家團。滿洲國立新京交響樂團附屬音樂數學家團。滿洲國立新京交響樂團附屬音樂統計學家團。滿洲國立新京交響樂團附屬音樂經濟學家團。滿洲國立新京交響樂團附屬音樂社會學家團。滿洲國立新京交響樂團附屬音樂民族學家團。滿洲國立新京交響樂團附屬音樂考古學家團。滿洲國立新京交響樂團附屬音樂人類學家團。滿洲國立新京交響樂團附屬音樂言語學家團。滿洲國立新京交響樂團附屬音樂文學家團。滿洲國立新京交響樂團附屬音樂哲學家團。滿洲國立新京交響樂團附屬音樂倫理學家團。滿洲國立新京交響樂團附屬音樂宗教學家團。滿洲國立新京交響樂團附屬音樂法學家團。滿洲國立新京交響樂團附屬音樂政治